

令和4年

第1回定例教育委員会

我孫子市教育委員会

令和4年第1回定例教育委員会日程

日 時 令和4年1月26日（水）午後2時から

場 所 教育委員会大會議室

日程第1 会議録署名委員の指名

足立 俊弘

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定
について (教育研究所)

議案第2号 我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について (小中一貫教育推進室)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ 1
議案第 2 号 我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ 4

議案第 1 号

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智彦

提案理由

我孫子市教育研究所の施設名を市民に分かりやすい名称とするため、「我孫子市教育相談センター」に改めるとともに、第 3 条に掲げる事業をより具体的な内容とするため提案するものです。

我孫子市教育研究所設置条例の一部を改正する条例

我孫子市教育研究所設置条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p><u>我孫子市教育相談センター設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、教育に関する研究及び調査、教育関係職員の研修並びに教育相談を行うことを目的として、<u>我孫子市教育相談センター</u>（以下「<u>教育相談センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p>	<p><u>我孫子市教育研究所設置条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、教育に関する研究及び調査、教育関係職員の研修並びに教育相談を行うことを目的として、<u>我孫子市教育研究所</u>（以下「<u>研究所</u>」という。）を設置する。</p>								
<p>第2条 <u>教育相談センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>我 孫 子 市 教 育 相 談 セ ン タ 一</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	我 孫 子 市 教 育 相 談 セ ン タ 一	略	<p>第2条 <u>研究所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>我 孫 子 市 教 育 研 究 所</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	我 孫 子 市 教 育 研 究 所	略
名称	位置								
我 孫 子 市 教 育 相 談 セ ン タ 一	略								
名称	位置								
我 孫 子 市 教 育 研 究 所	略								
<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>教育相談センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>特別支援教育に関する研究及</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>研究所</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>教育に関する専門的事項及び</u></p>								

<u>び調査並びに特別支援教育の推進に関すること。</u>	<u>技術的事項の研究及び調査に関すること。</u>
(2) <u>不登校の児童又は生徒その他相当の期間学校を欠席している児童又は生徒への支援に関する研究及び調査並びに当該児童又は生徒への支援の推進に関すること。</u>	
(3) <u>児童、生徒、保護者等の教育相談に関すること。</u>	(2) 教育相談に関すること。
(4) 略	(3) 略
(5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>我孫子市教育委員会（第5条において「教育委員会」という。）が必要があると認める事業</u> (職員) 第4条 <u>教育相談センター</u> に所長、指導主事その他必要な職員を置く。	(4) <u>科学教育の普及及び啓発に関すること。</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、 <u>研究所の目的を達成するための必要な事業</u> (職員) 第4条 <u>研究所</u> に所長、指導主事その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 4 年 1 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智彦

提案理由

我孫子市学校運営協議会規則の制定に伴い、我孫子市小中一貫教育推進委員会の委員に「学校の運営に資する活動を行う者」を加えるとともに、組織の構成人数を改正するため提案するものです。

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱（平成25年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、委員 <u>12人</u> 以内で組織する。	第3条 委員会は、委員 <u>10人</u> 以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)から(3)まで 略	2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1)から(3)まで 略
<u>(4) 学校の運営に資する活動を行う者</u>	
<u>(5)</u> 略	<u>(4)</u> 略
<u>(6)</u> 略	<u>(5)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(8)</u> 略	<u>(7)</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、我孫子市小中一貫教育推進委員会の委員である者については、同日をもって解嘱され、又は解任されたものとみなす。